

第107号議案

豊川市児童発達相談センター条例の一部改正について

豊川市児童発達相談センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年11月28日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市児童発達相談センター条例の一部を改正する条例

豊川市児童発達相談センター条例（令和2年豊川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>豊川市児童発達支援センター条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、<u>豊川市児童発達支援センター</u>（以下「センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条に規定する児童発達支援センター</u>を豊川市白鳥町兎足1番地の5に設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>児童発達支援（法</u> _____ <u>第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>保育所等訪問支援（法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）</u>に関すること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(対象者)</p>	<p style="text-align: center;"><u>豊川市児童発達相談センター条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、<u>豊川市児童発達相談センター</u>（以下「センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 <u>心身の発達に支援が必要な児童の福祉の向上を図るため、センターを豊川市御津町広石枋ケ坪88番地</u> _____ <u>に設置する。</u></p> <p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）</u>に関すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(対象者)</p>

第5条 センターが行う事業について便宜の
供与を受けることができる者は、豊川市に
住所を有する者であって、次の各号に掲げ
る事業の区分に応じ、当該各号に定めるも
のとする。

(1) (略)

(2) 保育所等訪問支援に関する事業 法
第21条の5の5第2項に規定する通所給
付決定に係る障害児

(3)～(5) (略)

(6) 前条第6号に掲げる事業 市長が適
当と認める者
(利用時間)

第6条 センターの利用時間は、次の各号に
掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定め
る時間とする。ただし、市長は、必要があ
ると認めるときは、これを_____変更する
ことができる。

(1) 児童発達支援に関する事業 午前8
時30分から午後3時 まで

(2) (略)

(便宜の供与の承諾)

第8条 センターにおいて児童発達支援又は
保育所等訪問支援を受けようとする障害児
の保護者及び障害児相談支援又は計画相談
支援を受けようとする者は、市長の承諾を
得なければならない。その承諾を得た事項
を変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

(使用料)

第12条 (略)

(食事の提供に要する費用等の徴収)

第13条 市長は、食事の提供に要する費用そ
の他の日常生活に要する費用のうち利用者
に負担させることが適当と認められる費用
について、その実費に相当する額を徴収す
るものとする。

(使用料等の減免)

第14条 市長は、特別の理由があると認める
者については、使用料又は前条に定める実
費に相当する額(以下「使用料等」という
。)を減免することができる。

第5条 センターが行う事業について便宜の
供与を受けることができる者は、豊川市に
住所を有する者であって、次の各号に掲げ
る事業の区分に応じ、当該各号に定めるも
のとする。

(1) (略)

(2)～(4) (略)

(5) 前条第5号に掲げる事業 市長が適
当と認める者
(利用時間)

第6条 センターの利用時間は、次の各号に
掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定め
る時間とする。ただし、市長は、必要があ
ると認めるときは、これを臨時に変更する
ことができる。

(1) 児童発達支援に関する事業 午前9
時 から午後3時30分まで

(2) (略)

(便宜の供与の承諾)

第8条 センターにおいて児童発達支援_____
_____を受けようとする障害児
の保護者及び障害児相談支援又は計画相談
支援を受けようとする者は、市長の承諾を
得なければならない。その承諾を得た事項
を変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

(使用料)

第12条 (略)

(使用料の減免)

第13条 市長は、特別の理由があると認める
者については、使用料_____
_____を減免することができる。

<p>(使用料等の還付)</p> <p>第15条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 (略)</p>	<p>(使用料の還付)</p> <p>第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 (略)</p>
---	---

附 則

- 1 この条例は、令和8年7月27日から施行する。
- 2 保育所等訪問支援に関する便宜の供与の承諾及び不承諾、承諾の取消し、使用料の減免並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても第8条、第9条、第11条第1項及び第13条の規定の例により行うことができる。

理 由

この案を提出するのは、豊川市総合保健センター（仮称）の供用開始を踏まえ、同施設内に豊川市児童発達相談センターを豊川市児童発達支援センターとして設置するに当たり、事業に保育所等訪問支援を加え、食事の提供に要する費用等の徴収等に係る措置を講じ、併せて利用時間等を定めるとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。